

(3) 複数就業者に係る指摘事項

○ 労働者災害補償保険制度の改善について（平成12年1月18日労働者災害補償保険審議会労災保険制度検討小委員会報告） (抄)

3 本小委員会においては、過去の審議会における建議において指摘を行った事項と併せて、労使各側から労災保険制度に関連する要望事項の提出を求め、そのうち優先的に検討すべきものとして、以下の事項について対応の在り方の検討を行った。これらの事項については、以下のとおり、さらに検討を深め、あるいは、運用上の対応を図るべきであると考えられる。

(7) 複数の企業と雇用関係を有する、いわゆる「二重就職者」等が増大しているといわれているが、現行の通勤災害保護制度においては、就業の場所と就業の場所との間の移動中の災害については補償の対象となされていない。まずは、行政当局において、その就業実態や災害状況等についての実態を把握することが望まれる。

(4) 外国法制における取扱い

	概要
ドイツ	<p>社会法典に基づき、「業務に関連して、業務の場所との間を往復する道での災害」であれば、労働災害として補償対象となる。</p> <p>事業場間移動も保護が及ぶとされている。</p> <p>また、単身赴任者の赴任先住居及び帰省先住居間の移動も保護が及ぶ。(社会法典第7編第8条)</p>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働法典の定義上、安定性のある従たる住居、その他、家庭生活上の理由で通常赴く場所、と就業場所との間は通勤とされる。 ・ 複数の使用者の下で就業する労働者の場合は、第一の使用者の下から、つぎの使用者の下への移動は、労災保険の保護を受ける通勤である(判例)。
イギリス	<p>1992年社会保障拠出・給付法99条に基づき、使用者が交通機関の運行に関与している場合などに限り、業務災害として取り扱われる。</p> <p>通勤には業務遂行性がないため、通勤途上の災害は補償の対象にならない。</p>
イタリア	<p>次の経路において生じた災害は、補償の対象となる。ただし、労働とは無関係な「必要とされた」ものではない中断・逸脱は対象とならない。(2000年2月23日委任立法38号第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅から職場への通常の往復経路 ・ 2つの職場を結ぶ通常の経路 ・ 現場から日常用いる飲食店への往復経路(企業内に食堂施設がない場合に限定)。
スウェーデン	<p>事業所への、または事業所からの移動における事故は、当該移動が業務によって引き起こされ、かつ業務に密接な関連を有している場合には業務上の事故とみなされる。(労働災害保険法第2章第1条第3段)</p> <p>複数就業者が事業場間の移動過程で事故にあった場合も、通勤災害として保障の対象となる。</p>

※ 資料出所：日本労働研究機構「労災補償制度の国際比較研究」(平成14年)

3 単身赴任について

(1) 調査資料等

① 単身赴任者の数

○ 単身赴任者数(雇用者で、単身、かつ、有配偶である者の数)

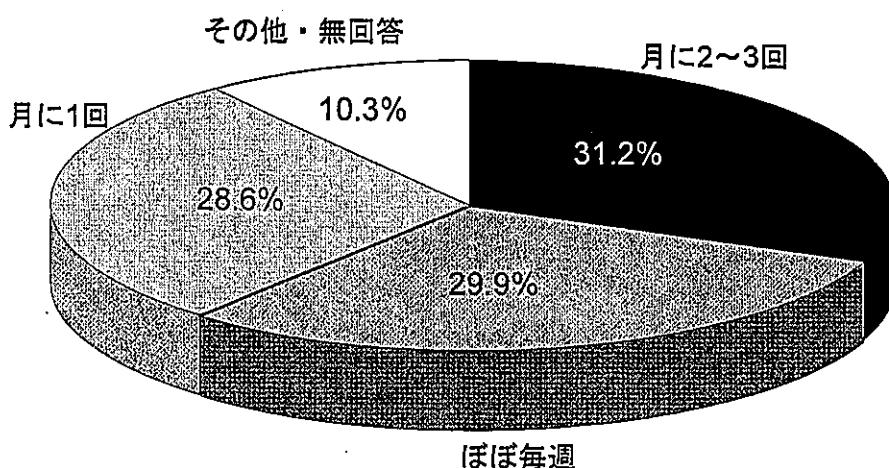
年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年
男性	419	481	688	715
女性	—	—	103	119
合計	—	—	791	834

※1 単位:千人

※2 資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」

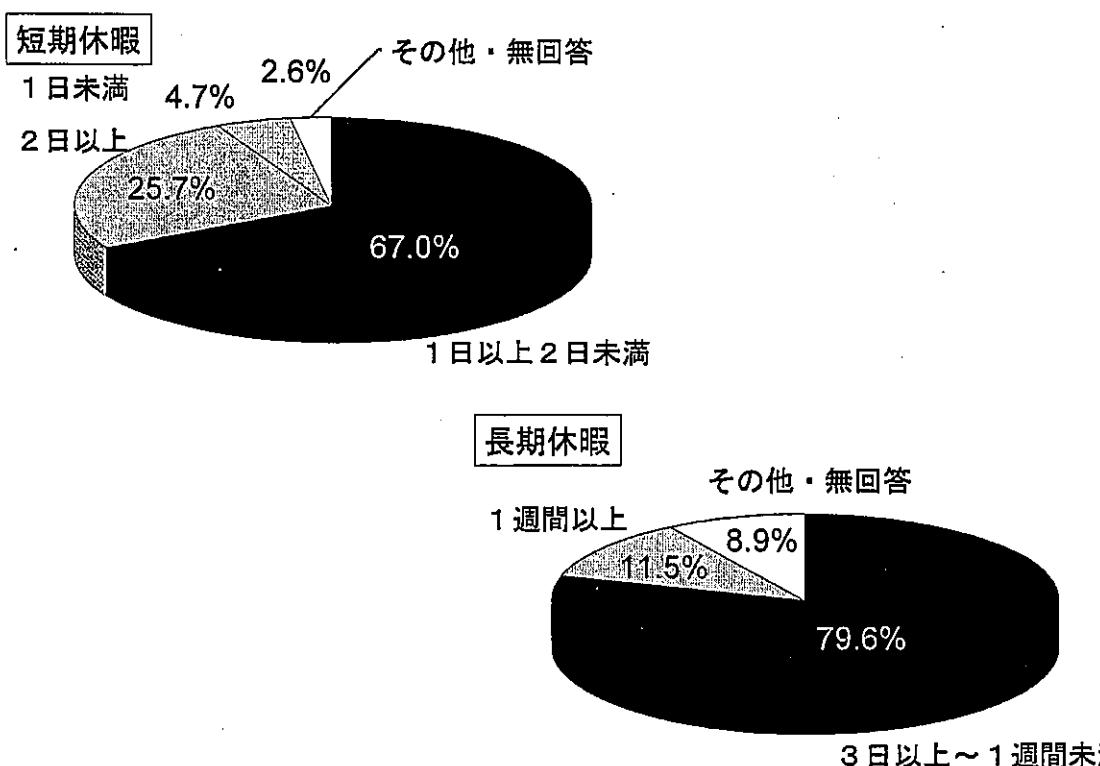
② 単身赴任者の帰省の態様

i 帰省頻度



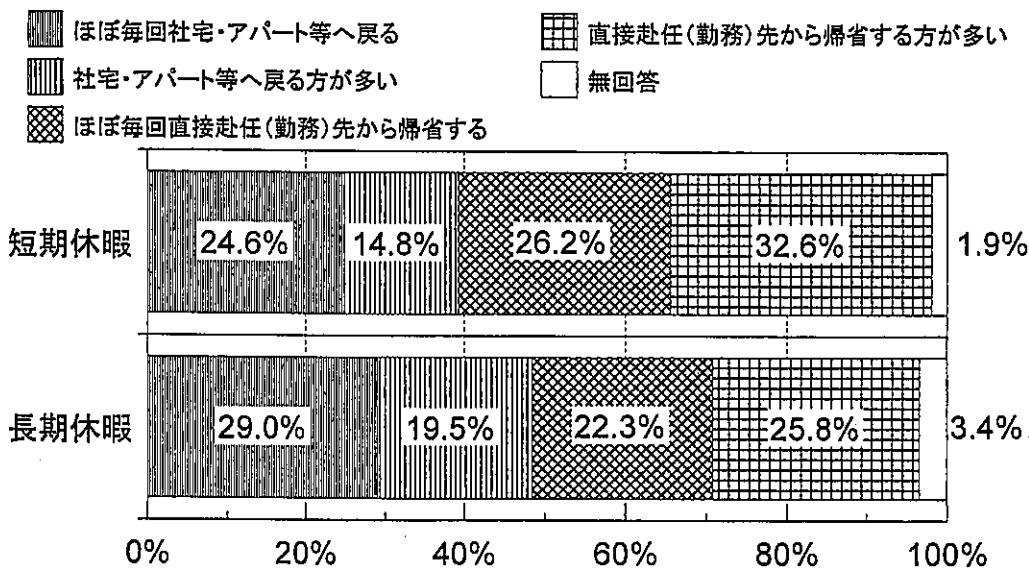
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

ii 帰省先滞在期間



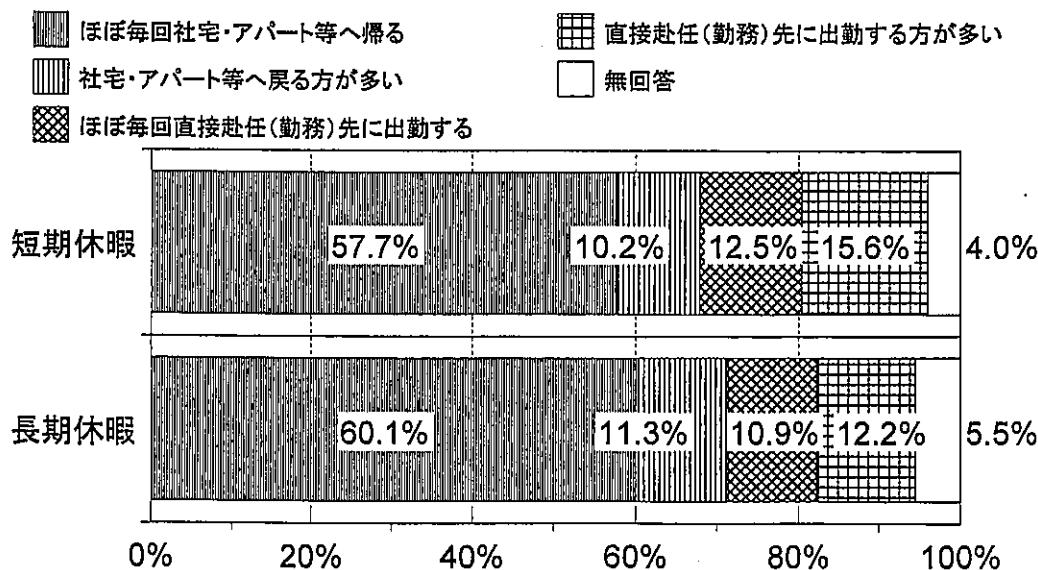
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

iii 帰省する際の経路



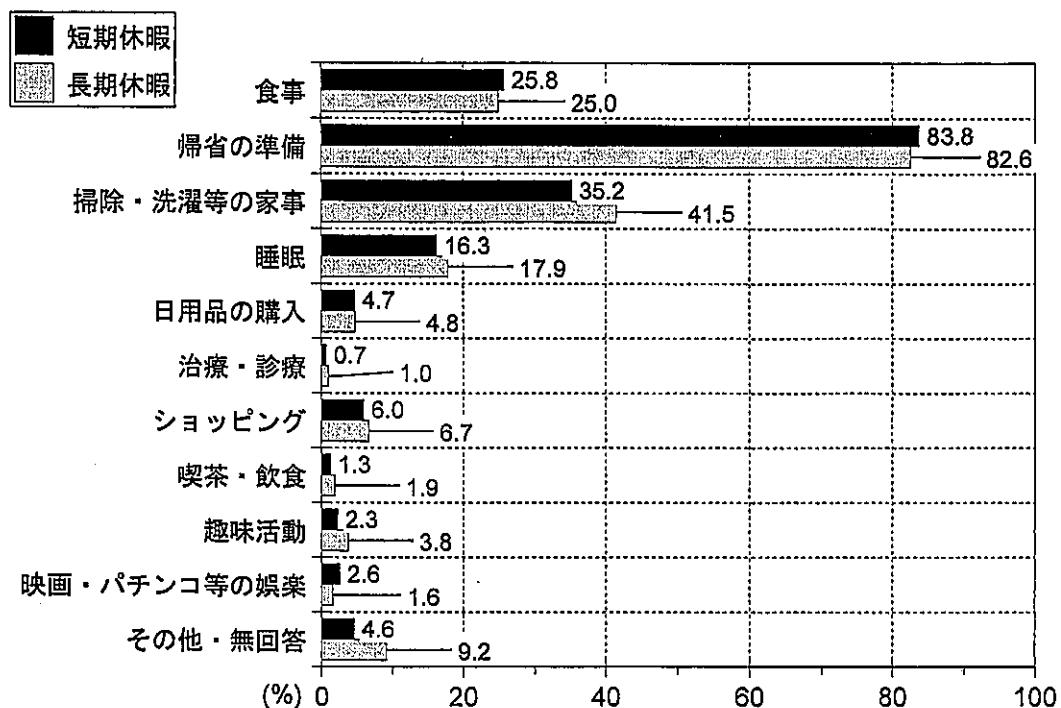
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

iv 勤務に戻る際の帰省先からの経路



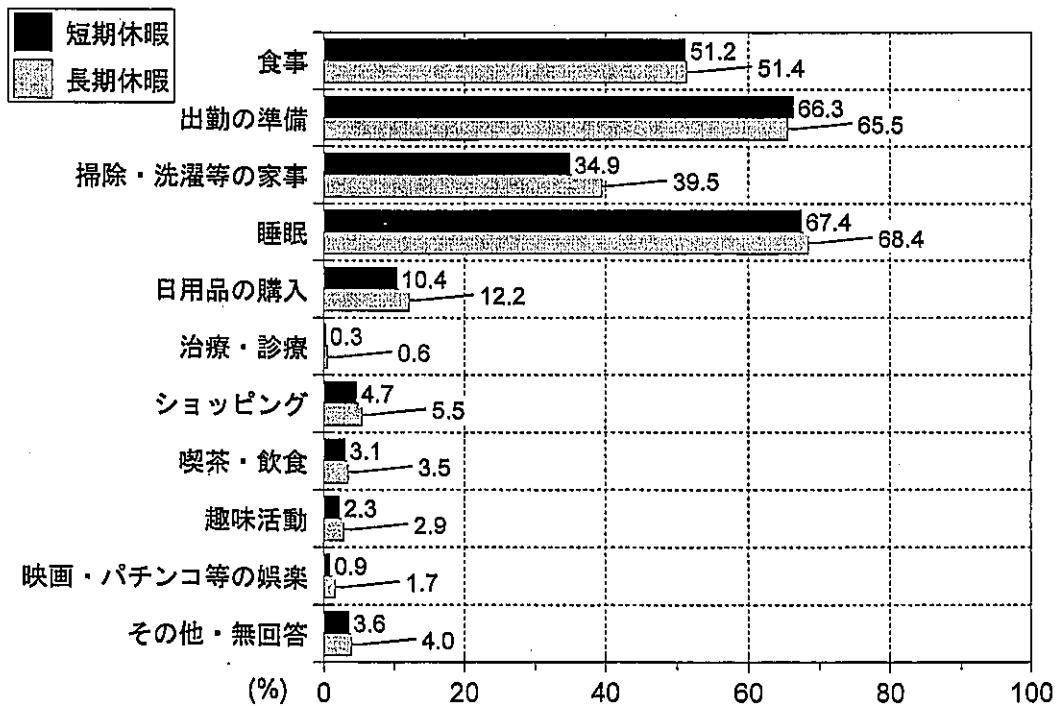
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

v 帰省の出発までの行動習性



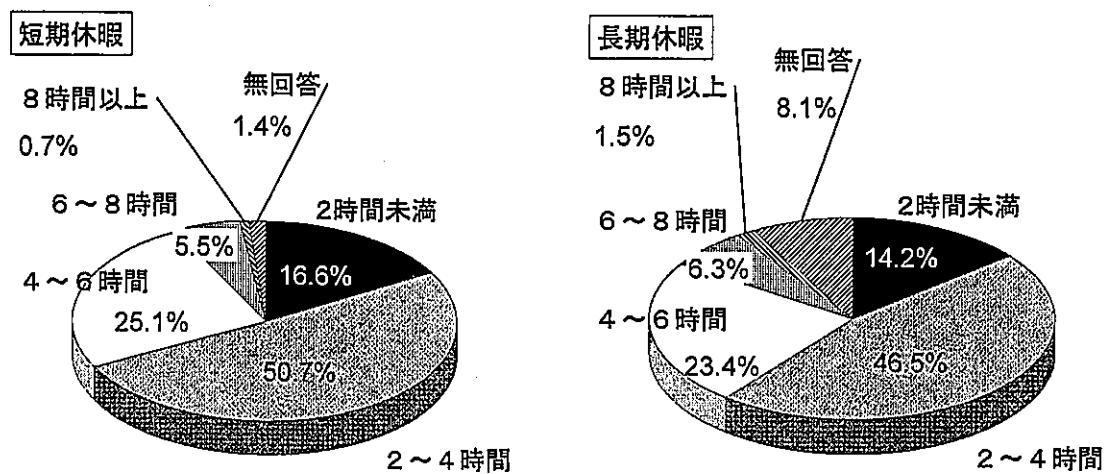
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

vi 帰省直後の自宅から出勤するまでの行動習性



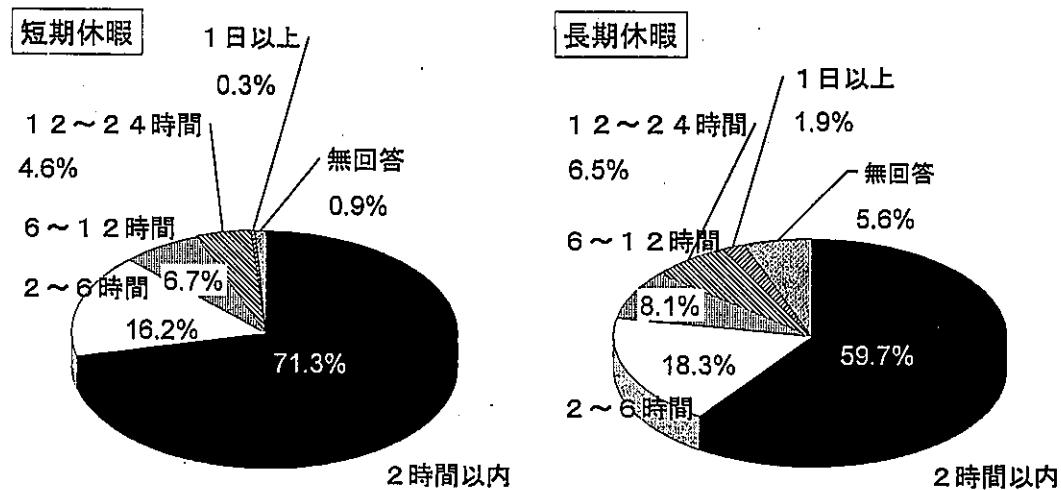
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

vii 帰省する際の所要時間



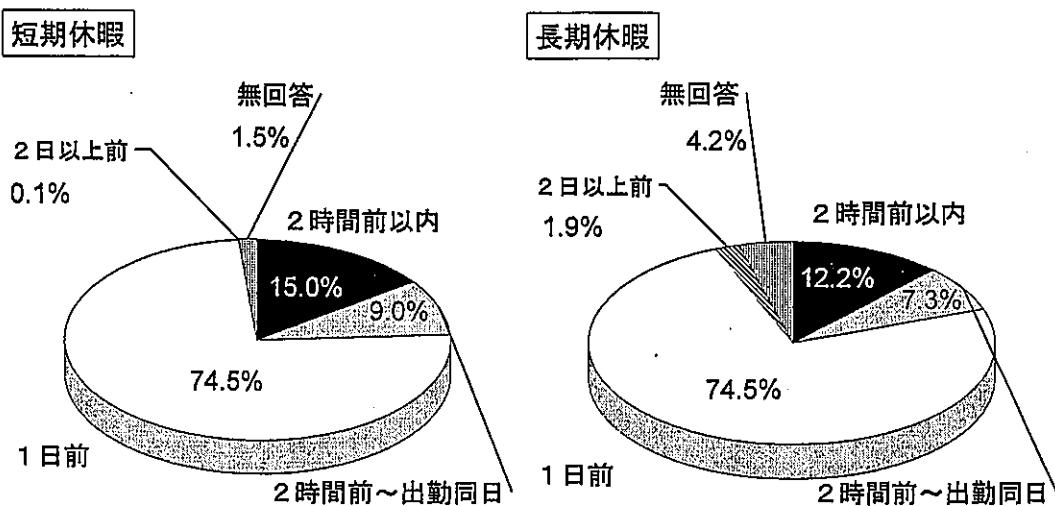
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

viii 自宅から帰省の出発にかかる所要時間



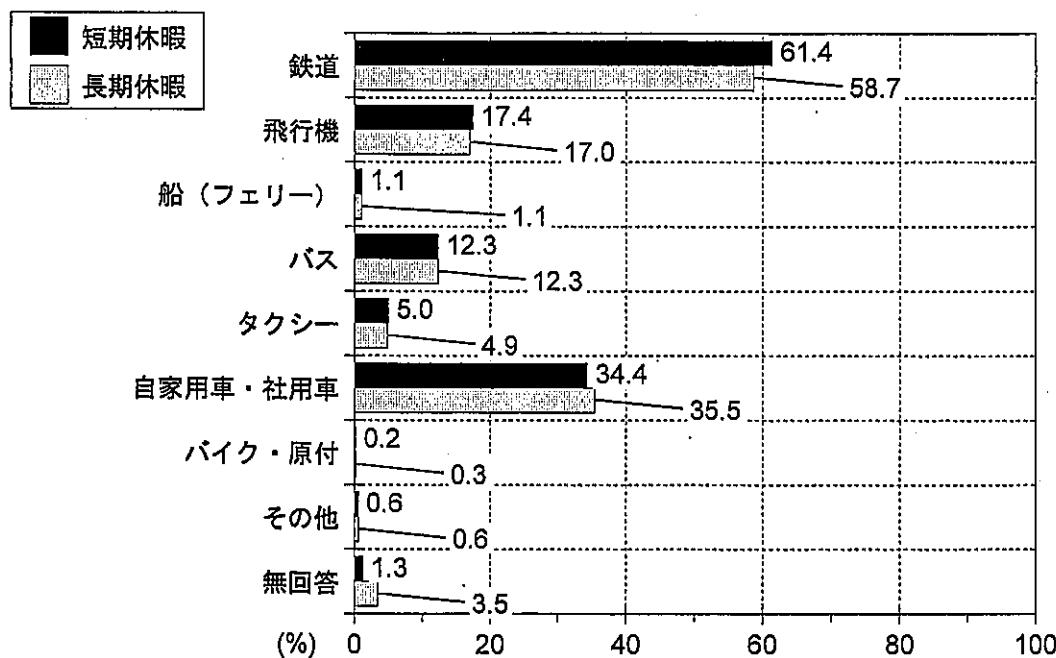
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

ix 出勤時間よりどの程度前に帰省先から戻るか



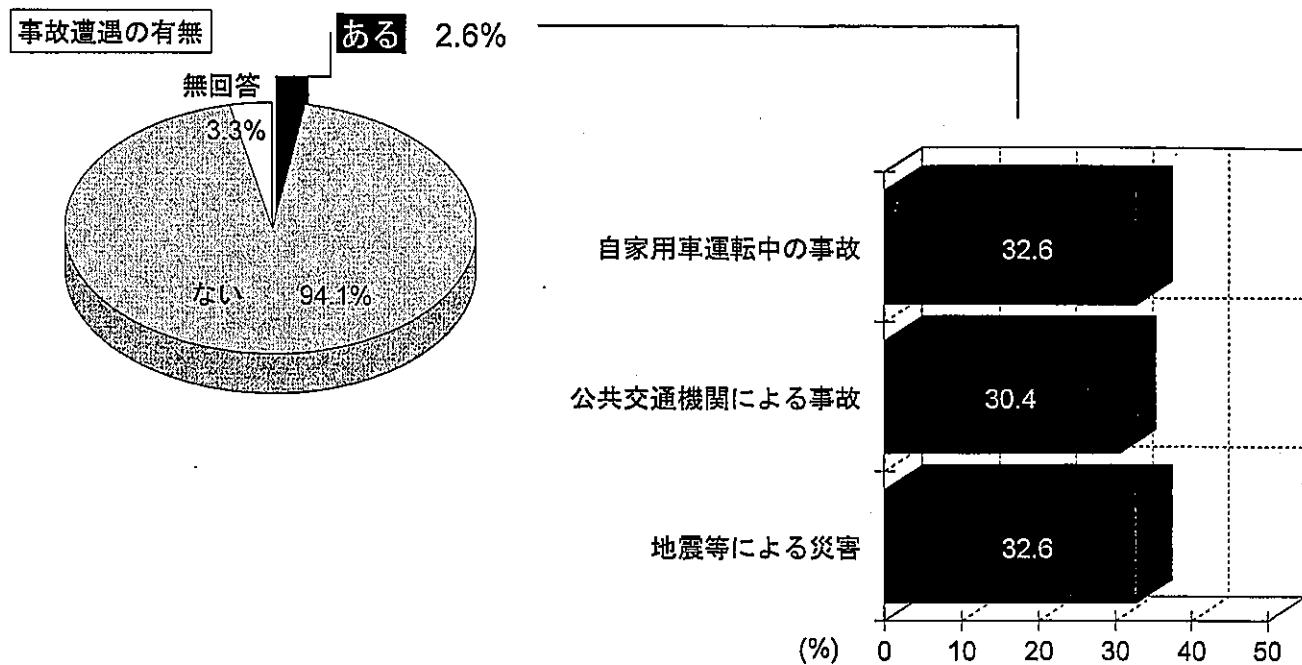
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

x 交通機関



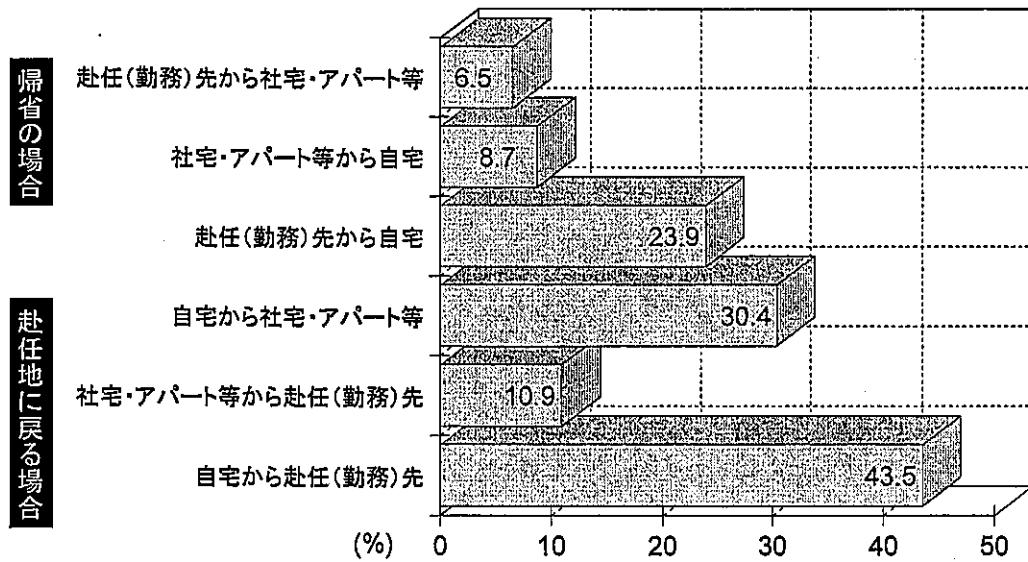
資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

X i 遭遇した事故の形態



資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

X ii どのような経路上で事故に遭遇したか



資料出所：「単身赴任に関する実態調査報告書」（平成13年）（厚生労働省）

(2) 通達

○ 単身赴任者等の通勤災害の取扱いについて（平成7年2月1日 基発第39号）（抄）

単身赴任者等が、労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する「就業の場所」と家族の住む家屋（以下「自宅」という。）との間を往復する場合において、当該往復行為に反復・継続性が認められるときは、当該自宅を同項に規定する「住居」として取り扱うものとする。

なお、「単身赴任者等」とは、転勤等のやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居して単身で生活する者のほか、単身赴任者と同様に、家庭生活の維持という観点から自宅を本人の生活の本拠地とみなしえる合理的な理由のある独身者をいう。

(3) 裁判例

○ 秋田地裁平成12年11月10日判決

① 事案の概要

平成5年3月13日、秋田県男鹿市内において、自宅に家族を残し建設工事に従事する鳶職人3名が、休日を利用して会社所有のワゴン車で自宅に帰り、就労日の前日に自宅から赴任先宿舎へ戻る途中、橋梁から車が転落し、全員死亡したもの。

② 裁判のポイント

就労日の前日に自宅から赴任先宿舎に移動する行為を通勤災害と捉え得るか否か。

③ 判決の概要

- (1) 被災者の赴任先宿舎は、通勤災害における「住居」であるとしつつ、その一方で、自宅から本件工事現場と一体となった付帯施設である赴任先宿舎に向かう行為は、まさに「就業の場所」に向かうのと質的に異なるところがないというべきであるから、「就業の場所」と同視できるものである。
- (2) 鳶職という危険な業務に従事することに備えて、十分に体調を整えるため、就労日の前日に赴任先宿舎に帰任しようとしていた場合には、その移動は業務に密接に関連するというべきで、「就業に関して」行われたものと解すべきである。
- (3) したがって、原告の亡夫等3名が被災した交通事故は、通勤災害に該当する。

(4) 単身赴任者に関する政策及び企業の対応の状況

① 単身赴任者に関する政策の状況

- i 一般職の国家公務員が単身赴任することとなった場合には、単身赴任手当を支給している。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（抄）

（単身赴任手当）

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2～4 （略）

- ii 所得税法において、単身赴任者の帰宅旅費については特定支出控除の対象としている。

所得税法（昭和40年法律第33号）

（給与所得者の特定支出の控除の特例）

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第三項（給与所得）に規定する給与所得控除額を超えるときは、その年分の同条第二項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができる。

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につ

きその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合における当該補てんされる部分を除く。）をいう。

一～四 (略)

五 転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなつた場合その他これに類する場合として政令で定める場合に該当することにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされた場合におけるその者の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその者の旅行に通常要する支出で政令で定めるもの

② 単身赴任者に関する企業の対応状況

- i 転居を必要とする人事異動がある企業数割合、有配偶単身赴任者のいる企業数割合及び有配偶単身赴任者総数

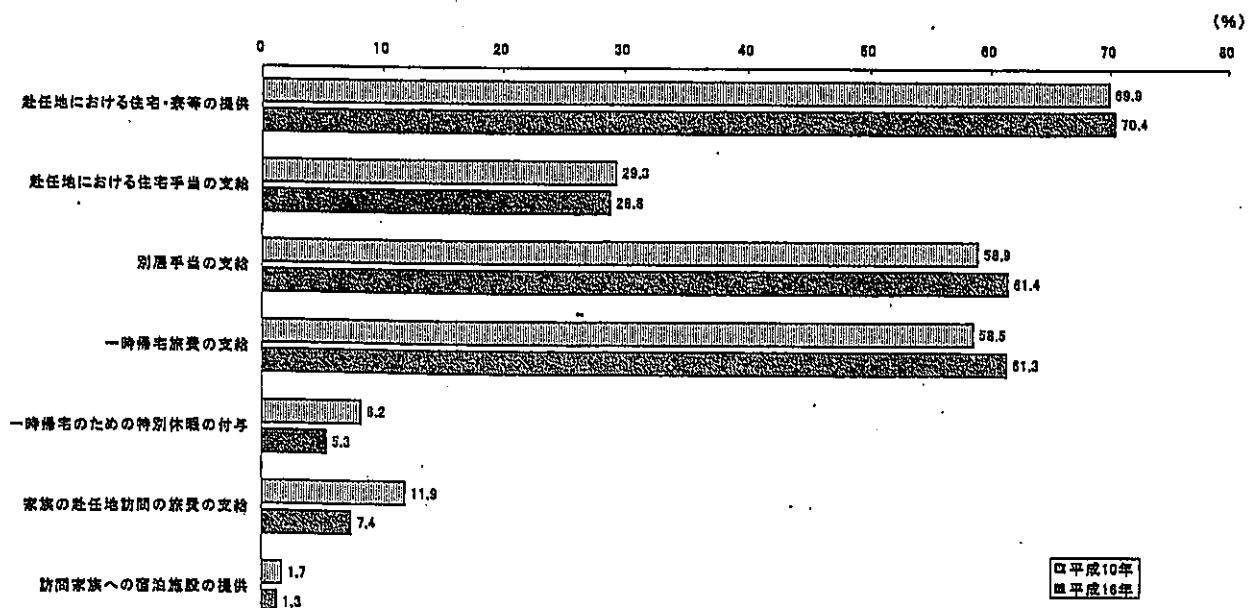
全企業	転居を必要とする人事異動がある	有配偶単身赴任者がいる	うち女性の赴任者がいる		有配偶単身赴任者総数	うち女性
			%	%		
100.0	29.2	19.6	0.6		3,170	9

資料出所：「平成16年就労条件総合調査結果の概況」（厚生労働省）

- ii 有配偶単身赴任者に対する援助の有無、種類別企業数割合 (%)

転居を必要とする人事異動がある企業	有配偶単身赴任者に対する援助制度がある	有配偶単身赴任者に対する援助制度の種類(複数回答)				有配偶単身赴任者に対する援助制度がない
		赴任地における住宅・寮等の提供	赴任地における住宅手当の支給	別居手当の支給	一時帰宅旅費の支給	
[29.2] 100.0	92.7	70.4	28.8	61.4	61.3	7.3

有配偶単身赴任者に対する援助の有無、種類別企業数割合(複数回答)
(転居を必要とする人事異動がある企業=100)



資料出所：「平成16年就労条件総合調査結果の概況」（厚生労働省）

4 給付基礎日額の概要

- 給付基礎日額は、療養（補償）給付及び介護（補償）給付を除く現金給付の算定の基礎となるもの。
- 給付基礎日額は、原則、労働基準法第12条の平均賃金相当額として、以下のとおり算出される。

$$\text{※平均賃金} = \frac{\text{算定期間中に支払われた賃金の総額}}{3か月間の総日数}$$

- ※1 ただし、算定期間に以下の期間がある場合は、その日数およびその期間中の賃金を上記の総日数および賃金の総額から控除する。
 - ・ 業務上の負傷又は疾病による療養のための休業期間
 - ・ 女性の産前産後の休業期間
 - ・ 育児休業又は介護休業をした期間

等
- ※2 日給又は時間給である場合は、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60に満たない時は、当該額を平均賃金とする。
- 平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときの給付基礎日額の特例として以下のようなものが定められている。
 - ・ 算定期間に私傷病による休業期間がある場合に、平均賃金相当額が、当該休業期間及びその間の賃金の額を控除して算定した額に満たない場合には、当該額を給付基礎日額とする。
 - ・ じん肺にかかった労働者の平均賃金相当額が、作業転換した日を基準として算定された平均賃金相当額に満たない場合には、後者の額を給付基礎日額とする。
 - ・ 以上により算定された額が最低保障額（現行では4,160円）に満たない場合には、最低保障額を給付基礎日額とする。
- なお、最終的な給付基礎日額は、賃金水準の変動を反映したスライド率を乗じ、また年齢階層別の最低・最高限度額を適用して算出されることになる。